平成30年度第7回かながわ食の安全・安心基礎講座　質疑応答概要

質問

遺伝子組換え食品について、どのように検査しているのか。

回答

県では、衛生研究所において国が定めた公定法である DNA 抽出法により検査を実施しています。

質問

濃縮還元ジュースや 100％オレンジジュースなどにおいて、加糖しているにも関わらず、表示されていないという噂を聞いたことがあるが、それは本当か。

回答

食品表示法に基づき加工食品である清涼飲料水に使用している原材料全てを表示することになっているので、そのような事例はないと考えられます。また、加糖したものであれば、原材料に果糖ブドウ糖液等の表示があると考えられます。濃縮還元ジュースについてご説明させていただきますと、輸送時の容量、重量等を減じるため、ある程度脱水したものを消費地等の近傍の施設において、加水して元のジュースに戻すものです。

質問

原料原産地について、例えばウインナーソーセージの原料の豚肉が「国産」と書いてあるが、県名は記載できないのか。

回答

加工食品に使用される生鮮食品の原料原産地は国産である旨が記載されていれば食品表示法上支障のない表示であるが、畜産物については主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができます。

質問

ウインナーソーセージの原料について、豚肉（国産、アメリカ産、その他）という表示になっているものがあるかと思うが、この「その他」という表示がなぜ許されているのかが理解できない。

回答

食品表示については、消費者がその食品の詳細を正しく理解できることを前提に基準が策定されていますが、一方、食品事業者が表示する際の実行可能性についても考慮し、消費者庁が基準を策定しているので、「その他」という表示が可能であると考えます。

質問

宇治茶について、宇治以外の場所でもお茶が作られているにも関わらず、宇治茶と表示して販売しているものを見かけるが、実際に何％宇治茶が入っていれば宇治茶と表示して販売できるのか教えて欲しい。

回答

商品名及び原材料に宇治茶などの特色のある原料原産地を記載する場合、特色がある原材料の占める割合を商品名及び原材料欄に記載し、特色のある原料原産地を表示することができます。なお、原材料に占める割合が 100％である場合、原材料に占める割合を記載する必要はありません。

以上